

平成27年第2回大田原市教育委員会

平成27年2月6日（金）

午後1時30分から

湯津上庁舎102会議室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

日程第1 協議第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 協議第6号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 協議第7号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 協議第8号 大田原市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する要綱の制定について

日程第5 議案第1号 平成26年度教育委員会関係補正予算について

日程第6 議案第2号 平成27年度教育委員会関係予算について

4 その他

5 閉 会

平成27年第2回大田原市教育委員会

平成27年2月6日 午後1時30分から

- 委員長(小高一紘君) ただいまの出席委員数は5名であり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回大田原市教育委員会の会議を開きます。
- 委員長(小高一紘君) 前回会議録は、書記をもって調製させましたので、順次回覧いたします。内容をご確認いただきたいと思えます。
- (会議録順次回覧)
- 委員長(小高一紘君) 会議録の内容についてご確認いただきましたが、前回会議録につきましてご承認いただけますか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長(小高一紘君) 異議はないようでありますので、前回の会議録は承認されました。委員会閉会后、ただいまの会議録に署名をお願いいたします。
- 委員長(小高一紘君) 本日付議されました案件は、協議4件、議案2件であります。それでは日程に従い会議に入ります。
日程第1 協議第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
議案の朗読をいたさせます。
- (書記 議案朗読)
- 委員長(小高一紘君) 教育長から提案理由の説明を求めます。
- 教育長(新江侃君) ただいま上程になりました、協議第5号につきましてご説明申し上げます。
協議第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されること等に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。
なお、大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、前述の改正理由のほか、地方自治法第203条の2の規定に基づき報酬の額を条例に定める必要があるため、別表を改正するものです。
詳細につきましては、教育総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 教育総務課長(益子正幸君) (説明を行う)
- 委員長(小高一紘君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。
- 委員長(小高一紘君) 私は今年の9月30日に委員としての任期が終わりますが、その時点で新制度に移行するのでしょうか。
- 教育総務課長(益子正幸君) 現教育長の任期が平成29年9月30日までとなります。その間は現制度が継続しますので、今年の10月には委員長の選任が必要になります。
- 委員長(小高一紘君) ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。

協議第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小高一紘君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。次に、日程第2 協議第6号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

(書記 議案朗読)

○委員長(小高一紘君)

教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長(新江 侃君)

ただいま上程になりました、協議第六号につきましてご説明申し上げます。協議第6号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、奨学基金の目的とする事業に財源充当を行うにあたり、基金の処分事項を新たに追加する必要があることから、条例の一部を改正するため協議するものであります。

詳細については教育総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○教育総務課長(益子正幸君)

(説明を行う)

○委員長(小高一紘君)

説明が終わりましたので、質疑を行います。

○委員(川上聖子君)

第3条で想定されるものはなんですか。

○教育総務課長(益子正幸君)

基金につきましては市内の3か所の金融機関に定期預金として、もう1か所には普通預金として積み立てます。

○委員長(小高一紘君)

ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。お諮りいたします。協議第6号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小高一紘君)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。次に、日程第3 協議第7号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

(書記 議案朗読)

○委員長(小高一紘君)

教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長(新江 侃君)

ただいま上程になりました、協議第7号につきましてご説明申し上げます。協議第7号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、奨学金の支給対象者として新たに薬学部5学年及び6学年に在学する者を加えることに伴い、条例の一部を改正するため協議するものであります。

詳細については教育総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育総務課長(益子正幸君) (説明を行う)
- 委員長(小高一紘君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。
- (質疑を行う)
- 委員(日原悠子君) 第6条の「24カ月以内」とは？
- 教育総務課長(益子正幸君) 24カ月以内と設けた理由ですが留年や停学中などのについても支給する対象になりえる可能性がありますので、正規の期間であります2年間だけ支給ということで24カ月といたしました。
- 委員(日原悠子君) 薬学部の場合、6年間支給を受けることができるということでしょうか。はじめは、2年生までが対象でしたよね。
- 教育総務課長(益子正幸君) 市長が学生と直接交流する機会がございまして、学生側から要望がございまして、その要望をできるだけ叶えてあげているということでございます。
- 委員(日原悠子君) 現在、支給を受けている学生はどれくらいいるのでしょうか。
- 教育総務課長(益子正幸君) 現在は、合計で20名が支給を受けております。1、2年は月額1万円の方が10名、3、4年で10名です。このうち2名が薬学部に在籍しております。この方が5年生になるときにこの制度の対象になってきます。
- 委員(川上聖子君) 貸与ではなく支給ということでよろしいでしょうか。
- 教育総務課長(益子正幸君) はい、差し上げるものでございます。
- 委員(川上聖子君) 卒業した後の進路先ですとか、論文を提出するですとかかなにか条件はありますか。
- 教育総務課長(益子正幸君) ございません。
- 委員長(小高一紘君) ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
協議第7号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長(小高一紘君) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。
次に、日程第4 協議第8号 大田原市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する要綱の制定についてを議題といたします。
議案の朗読をいたさせます。
- (書記 議案朗読)
- 委員長(小高一紘君) 教育長から提案理由の説明を求めます。

- 教育長(新江 侃君) ただいま上程になりました、協議第8号につきましてご説明申し上げます。
協議第8号 大田原市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する要綱の制定につきましては、いじめ防止対策推進法第14条第一項の規定に基づき、いじめの防止等に関する関係機関及び団体の連携を図るため、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるにあたり、要綱を制定するため協議するものであります。
- 詳細については学校教育課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 学校教育課長(篠山 充君) (説明を行う)
- 委員長(小高一紘君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。
- 委員長(小高一紘君) 会議は年1回とのことですが要綱に回数を記す必要はないのでしょうか。
- 学校教育課長(篠山 充君) 法に定める規定はありませんので、示さないが必要に応じて開催します。
- 委員長(小高一紘君) ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
協議第8号 大田原市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する要綱の制定につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 委員長(小高一紘君) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認いたしました。
次に、日程第5 議案第1号 平成26年度教育委員会関係補正予算についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。
(書記 議案朗読)
- 委員長(小高一紘君) 教育長から提案理由の説明を求めます。
- 教育長(新江 侃君) ただいま上程になりました、議案第1号につきましてご説明申し上げます。
議案第1号 平成26年度教育委員会関係補正予算につきましては、平成2
- 教育総務課長(益子正幸君) (説明を行う)
- 生涯学習課長(齋藤久男君) (説明を行う)
- 中央公民館長(齋藤久男君) (説明を行う)
- 文化振興課長(小針玲子君) (説明を行う)
- スポーツ振興課長(飯島進君) (説明を行う)
- 委員長(小高一紘君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

○委員長(小高一紘君) 文化振興課とスポーツ振興課にあるスポーツ文化振興基金積立金は同じものなのでしょうか。使用目的はどのようなものですか。

○文化振興課長(小針玲子君) 同じものです。スポーツ文化振興積立基金は、スポーツと文化の振興に充てる基金です。

○スポーツ振興課長(飯島進君) 基金の使用目的としては、スポーツの街づくりとしての寄付等の意思表示があった場合には、スポーツ文化振興基金に積み立てる。文化の方にも要項がありまして要項に沿って積み立てております。

○委員長(小高一紘君) ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
議案第1号 平成26年度教育委員会関係補正予算につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小高一紘君) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第6 議案第2号 平成27年度教育委員会関係予算についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

(書記 議案朗読)

○委員長(小高一紘君) 教育長から提案理由の説明を求めます。

○教育長(新江 侃君) ただいま上程になりました、議案第2号につきましてご説明申し上げます。
議案第2号 平成27年度教育委員会関係予算につきましては、4月から始まります新年度の事務事業の実施にあたり、教育委員会各課の予算を編成しましたので、議案として提出するものであります。
詳細につきましては、関係課長より説明させますので、よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜われますようお願い申し上げます。

○教育総務課長(益子正幸君) (説明を行う)

○学校教育課長(篠山 充君) (説明を行う)

○生涯学習課長(齋藤久男君) (説明を行う)

○中央公民館長(齋藤久男君) (説明を行う)

○文化振興課長(小針玲子君) (説明を行う)

○スポーツ振興課長(飯島進君) (説明を行う)

○委員長(小高一紘君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

○委員(川上聖子君) 「へき地」と呼ばれるのはどの地区があたるのでしょうか。

○学校教育課長(篠山 充君) 大きな病院からの距離やバスの本数など国の算定基準に合わせて認定しています。現在は、羽田小学校と須賀川小学校が1級へき地、佐久山中学校が準へき地として該当しております。

- 委員(深澤道昭君) ハーモニーホールには大きな予算がついていますが、今後の支出予定を教えてください。
- 文化振興課長(小針玲子君) 舞台設備の耐用年数がせまってきておりますので、対応していきたいと思えます。
- 委員(深澤道昭君) ピアートホールも同じでしょうか。
- 文化振興課長(小針玲子君) 26年度予算で舞台装置の修繕などの対応をしましたので、27年度は26年度に比べて減額しております。
- 委員長(小高一紘君) ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
議案第2号 平成27年度教育委員会関係予算につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 委員長(小高一紘君) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。
以上をもちまして、本日予定されました案件はすべて議了いたしました。
- なお、その他で何かございますか。
- (委員)
- 委員長(小高一紘君) 事務局で何かありますか。
- 学校教育課長(篠山 充君) 「情報モラル教育に関する実態調査報告書」について
- 委員長(小高一紘君) ほかにないようでありますので、以上をもちまして平成27年第2回大田原市教育委員会の会議を閉会いたします。
ご苦労様でした。

この会議録は、平成27年2月20日に調製されたものであるが、その内容に相違ないことを認め、ここに署

平成27年3月10日

委員長

委員

委員

委員

委員

調製者